

## 政策評価懇談会（第25回）議事録

### 1. 日 時

平成22年3月2日（火）13:30～15:35

### 2. 場 所

法務省第一会議室（20階）

### 3. 出席者

＜政策評価懇談会構成員＞

川端 和治	弁護士
(座長) 立石 信雄	オムロン株式会社相談役
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
寺尾 美子	東京大学大学院法学政治学研究科教授
中村 美華	株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部グループ法務シニアオフィサー
前田 雅英	首都大学東京都市教養学部長
山根 香織	主婦連合会長
六車 明	慶應義塾大学法科大学院教授
渡辺 雅昭	朝日新聞社世論調査センター長

＜省内出席者＞

法務大臣政務官	中村 哲治
秘書課長	中川 清明
会計課長	後藤 博
官房参事官（予算担当）	佐藤 隆文
秘書課企画調査官	赤木 伸司
秘書課企画調整官	森田 久弘
秘書課上席補佐官	久富 能行
人事課上席補佐官	加畑 和宏
会計課補佐官	新井 浩司
施設課付	渡部亜由子
厚生管理官総括補佐官	木村 憲彦
訟務部門訟務広報官	小山田才八
司法法制部付兼大臣官房付	山崎 耕史
民事局付兼登記所適正配置対策室長	内野 宗揮
刑事局参事官	森本 宏
矯正局矯正調査官	名執 雅子
保護局精神保護観察企画官	青木 信人
人権擁護局参事官	横田希代子

入国管理局入国管理企画官	石岡 邦章
法務総合研究所総務企画部付	木下 武彦
公安調査庁総務部総務課企画調整室長	森田 正巳

<事務局>

官房参事官（総合調整担当）	佐々木聖子
秘書課補佐官	岩田 伸雅

#### 4. 議 題

- (1) 平成22年度法務省事後評価の実施に関する計画の策定について
- (2) 法務省支出総点検の実施結果について

#### 5. 配布資料

- 資料1：行政評価機能の抜本的強化ビジョン
- 資料2：予算編成等の在り方の改革について
- 資料3：法務省事後評価の実施に関する計画
- 資料4：法務省支出総点検の実施結果（概要）

#### 6. 議 事

○立石座長：それでは時間となりましたので、第25回政策評価懇談会を開催させていただきます。委員の先生方お久しぶりでございます。大変お元気なようでうれしく思っております。大変お忙しい中お越しくださいましてありがとうございます。

まずは、中村法務大臣政務官からご挨拶をいただきたいと思っております。それでは、よろしくお願ひします。

○中村法務大臣政務官：法務大臣政務官でございます。本日は本当にお忙しい中、御参加いただきまして本当にありがとうございます。政策評価懇談会委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、本日の第25回政策評価懇談会に御出席いただきましたことを、改めて感謝申し上げます。

国民の目線に立った行政を推進していくためには、当省の施策に関して様々な分野で御活躍の皆様にお意見等をいただくことが本当に大事なものだと考えております。

さて、皆様ご存じのとおり、昨年、行政刷新会議による事業仕分けが行われました。まさに国民の目線で、国が行うべき事業の評価がなされました。さらに、今年は、各府省に副大臣をトップとした予算執行監視チームを設けるなどして、無駄の削減に努めていくこととしております。その中でも、政策評価の位置付けというものは、もっと推進していくべきだということが行政刷新会議でも示されておりますので、政策評価の適切な運用を図ること、すなわち、各施策について、必要性、効率性、あるいは有効性等の観点から不断の見直しを行っていくことは、今後一層重要な意味を持っていくと考えております。委員の皆様には、御専門の知識、幅広い御経験などに基づく忌たんのない御意見をいただきたいと存じますので、よろしくお願ひをいたします。引き続き、法務行政につきまして、一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。あいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

○立石座長：ありがとうございました。中村政務官は公務がございますので、退席されます。私どもも今おっしゃったように、国民の目線に立って政策を評価するという基本的な立場をとり

ながら頑張っていきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、本日の審議事項について、事務局から説明があります。お願いいたします。

○中川秘書課長：それでは、本日の審議事項等について、御説明させていただきます。

まず、席上配布してある資料についてですが、4点あります。資料1は「行政評価機能の抜本的強化ビジョン」、資料2は「予算編成等の在り方の改革について」、資料3は「法務省事後評価の実施に関する計画」、資料4は「法務省支出総点検の実施結果（概要）」となっております。本日の審議ですが、審議の前に資料1、2に基づきまして、「政策評価制度に関連した最近の動き」につきまして、御説明申し上げます。その後、資料3に基づいて、平成22年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）につきまして、その概要を御説明させていただき、皆様から御意見・御質問を頂戴したいと存じます。最後に、資料4に基づいて、法務省支出総点検の実施結果について、御説明させていただき、皆様から御意見等を頂戴したいと存じます。なお、関係する法令や閣議決定等につきましては、お手元にこの青いファイルですが、席上に参考資料として準備いたしましたので、適宜御参照いただければと思います。

本日の審議事項等については、以上でございます。

○立石座長：ありがとうございます。それでは、第1の議題でございます平成22年度法務省事後評価の実施に関する計画について、御議論いただきたいと思っております。まずは御説明をお願いします。

○中川秘書課長：審議事項に入る前に、政策評価制度に関連した最近の動きについて、御説明いたします。

資料1を御覧ください。先ほども話に出ましたけれども、昨年、「政策評価、行政評価・監視」に関しまして、行政刷新会議による事業仕分けが行われました。御案内のとおり数々の事業が廃止あるいは縮小などと仕分けられた中で、本事業につきましては、抜本的な機能強化を行うべきとの評価になりました。これを受けまして、本年1月、総務省において、「①政策評価について、各省の情報公開の徹底を図りつつ、予算編成等に真に役立つ機能へと重点化すること、②行政評価局の調査機能について、国民視点からの行政の改革・改善を一層積極的に行うべく拡充すること」を基本とする「行政評価機能の抜本的強化ビジョン」が取りまとめられたところでございます。ここに書かれたビジョンの具体化につきましては、現在、田辺委員も構成員となっております「行政評価機能強化検討会」などにおいて検討されているものと承知しております。今後、各年度ごとに総務省が策定している「行政評価等プログラム」にその具体的内容が盛り込まれる予定です。

ここで、資料1の右の点線枠に記載されている主な方策のうち、特に政策評価制度に関連いたします成果志向の推進「政策達成目標明示制度」について簡単に御説明させていただきます。

次に、資料2の3ページの4「政策達成目標明示制度の導入」という項目がございます。この制度は、政府として最優先すべき政策について、国民に対する成果を目標として定め、達成度を評価しようとするものです。具体的には、①マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項を中心に、最優先の目標を厳選した「政策達成目標」を定め、国民のために達成する成果（アウトカム）を具体的に明示し、②「達成指標」及び「達成計画」を定め、③「政策達成目標」の達成状況について、各府省が自ら検証を行うことに加え、外部による検証を充実させることとされています。

その制度の詳細につきましては、資料2の2ページの3（2）に記載された「予算執行監視

チーム」の設置とともに、予算制度改革の柱として、現在、国家戦略室において検討されています。このような新しい制度が導入されることにより、予算が効果的・効率的に使われたかどうかなどの検証の強化が図られていくものと考えます。

私からの御説明は以上でございますが、今後も、こうした取組に関して、委員の皆様方の御専門の知識、御経験などに基づく御意見をいただく場面があると存じますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。審議に入る前の説明は以上でございます。

それでは、事務局から議題1について、御説明をさせていただきたいと思っております。

○立石座長：では、お願いします。

○佐々木官房参事官：それでは計画の概要につきまして、資料に沿って御説明いたします。

本計画は、政策評価法第7条において、「行政機関の長は、1年ごとに事後評価の実施に関する計画を定めなければならない」とされていることを受けまして、平成22年度に政策を実施し、平成23年度に評価を行う政策について、その評価手法等について定めたものであります。

どの施策を評価の対象とするかについての選定につきましては、基本的には、政策体系上の施策であって、法務省の重要施策等のうち、評価の重点化・効率化の観点から選定するという枠組みとしております。なお、平成22年度の計画において評価の対象から外れている施策に関しましては、今後、時機に応じて評価の対象にすべきか否かを検討してまいります。

今回の対象施策につきましては、資料の3枚目に別添2としてございます「政策体系」を御覧いただきたいと思います。一覧表になっているものでございます。ここに平成21年度に実施するもの、平成22年度に実施するものとしまして、一番右側に○が付されてございますけれども資料3別添2となります。平成22年度だけ実施をしているように○がついているものが3施策ございますが、このうち新規に評価の対象としているものが、II6「更生保護活動の適切な実施」のうち(3)「医療観察対象者の社会復帰」の1施策です。他の2項目については、21年度には対象にしてございませぬけれども、過去に、具体的には18年度ですけれども、過去に評価対象としているものでございます。

それでは、計画の概要を順次御説明させていただきます。

まず、基本政策Iについてでございます。はじめに、「社会経済情勢に即応した基本法制の整備」について御説明いたします。計画書は資料の1ページでございます。そもそもこの施策につきましては、平成21年度末までが計画期間とされておりまして、これまでの成果につきましては、本年7月に一旦評価を行う予定でございます。今回の計画は、依然として課題・ニーズは存在しておりますので、更に法整備が必要な事項について、平成23年度末までに集中的に取り組むこととして、平成23年度末まで実施することとし、いわば評価期間を延長したものでございます。

計画の具体的な内容といたしましては、民事基本法制及び刑事基本法制の整備を進めることによりまして、我が国の経済の活力の維持・向上、事後チェック・救済型社会の基盤を形成して社会の安定に資することを達成目標といたしまして、更に民事・刑事基本法制の整備によりもたらされる効果を分析し、必要かつ十分な法制の整備が行われているか否かについて、評価することを計画しております。

次に、「覚せい剤事犯者の再犯防止対策に関する研究」について御説明いたします。計画書は資料の8ページを御覧いただければと思います。

この施策は、覚せい剤事犯者が初犯時の執行猶予判決をどのように受け止め、その後の社会

生活でどのように再乱用に至ったかなどにつきまして、実態調査、そして意識調査を行い、覚せい剤事犯者に対する再犯防止策の検討のための基礎的な資料を提供することを目的としております。

計画の具体的な内容といたしましては、平成20年度に事前評価を実施したものであり、平成21年度末までの1年間で行う「覚せい剤事犯者の再犯防止対策に関する研究」事業について、研究実施後の事後検証を行うこととしております。

ここで区切らせていただきまして、基本政策Ⅰに関する説明は、以上でございます。

○立石座長：ありがとうございます、基本政策Ⅰの説明をいただいたわけですが、これまでのところで御質問等ありましたら、お出しいただきたいと思っております。

○六車委員：言葉の問題なんですけれども、1ページの下から6行目くらいに「犯罪事象」という言葉がありまして、8ページのところには、上のかっこの四角の中の4行目に「社会経済事象」という言葉を使っているんですけれども、より国民の目線から「事象」という言葉をどういう基準で使っているのかということがよく分からないし、その言葉自体がよく分からない。同じ8ページのところに、「覚せい剤事犯者」という言葉がありますが、これはどういう意味で使っているのか。また、8ページの2.の(1)冒頭ですけれども、「刑事司法手続の各段階」とありますが、これは国民が読んでよく分かるのでしょうか。私にも分かりません。頭からこういうふうに、各段階において「再犯者が5割前後を占めて」いるという「段階」という言葉がどういう意味で使っているのかが分かりません。他にもいろいろあると思うんですが、いつも細かいことばかり言って申し訳ないんですけど、そういうことから始めないといけないという感じがしました。ちょっと冒頭で恐縮ですけど、一言言わせていただきました。

○立石座長：お願いします。

○岩田補佐官：「犯罪事象」等、用語につきましては、見直しを検討させていただきたいと思っております。「事犯者」がどのようなものを指すのかについては、法務総合研究所の方からお願いします。

○法務総合研究所：法務総合研究所でございます。「覚せい剤事犯者」でございますけれども、覚せい剤取締法違反を犯した者ということでございます。

○六車委員：犯罪者と事犯者は違うのでしょうか。

○法務総合研究所：この研究においては、「犯罪を犯した者」として把握している者を対象としています。

○立石座長：よろしゅうございますか。

○六車委員：あまりよく分かりませんが。

○岩田補佐官：整理させていただきたいと思っております。

○立石座長：川端先生お願いします。

○川端委員：質問なのですが、基本法制の整備というところで、別紙に民事関係、刑事関係、いろいろ書いてあるんですけど、この課題・ニーズあるいは、目標を見ると民事関係の中では、経済活動に関わる民事・刑事基本法制の整備というふうになっていて、経済活動に関わる基本法制の整備じゃない部分は、どう扱われるかよく分からなかったの御説明願いたいんです。例えば、民事関係ですと、一番最初に出てくる民法、戸籍法の整備の内容などというのは、今非常に関心を集めている分野なのですが、これは、平成22年度にはやらないという意味で評価の対象としていないというふうに見えるのですが、そうなんですか、それともそうじゃな

いのでしょうか。

○**岩田補佐官**：今はお話のありました民法のところについては、評価の対象としております。経済活動との関係につきましては、民事局の方から説明させていただきます。

○**民事局**：民事局でございます。「経済活動」という言葉は広がりの問題もあると思います。こういった家族、家庭の関係という人の営みにつきましては、もっとも基礎たるものであり、基本法制の中身であるということは疑いのないところだと思いますが、そういったものの一環として評価の対象に加わっていると民事局としては承知しております。

○**中村委員**：今のところと若干同じようなところなのですが、基本的な考え方の課題・ニーズというところにつきましては、基本的に事後チェックということを目指して基本法制の整備をするということで書いてあるわけでございますけれども、私ども企業という立場から関心の深いところとしまして、3ページの下のところ会社法の整備につきましての説明があるわけなのですが、会社法の整備に関して世の中の的のいろいろ議論が起きているということは存じ上げておりますけれども、企業という立場からすると、そもそも何を指して今後改正をしていくのかというところのきちとした理念を持った中での改正をしていただきたいと思っております。そことの関連でこの書きぶりをみさせていただきますと、課題・ニーズというところと、ある意味若干違う視点で目的・目標が書かれているのかなという感じがいたしますので、全体としての政策として会社法の改正で何を指していくのかということを経済活動の考え方の中にも明らかにしていただきたいと思っております。

○**立石座長**：いかがですか。

○**岩田補佐官**：民事局いかがでしょうか。

○**民事局**：民事局でございます。御指摘ありがとうございます。会社法制に関しましては、去る2月24日でございますけれども、法務大臣の方から法制審議会に諮問がなされております。その諮問の内容としましては、会社法制について、会社が社会的経済的に重要な役割を果たしていることに照らして、会社を取り巻く広い利害関係者からの一層の信頼を確保する観点から、企業統治の在り方や、親子会社に関する規律等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたいという諮問になっております。従いまして、具体的にこの会社法制について、何を指すのかという御質問につきましては、この諮問に対応する形で法制審で検討がされていく、そして、それに対応する形で、事務当局として対応をしていくというのが、民事局としての当面の方針ということになるかと思っております。従いまして、この点の書きぶりにつきましても、今の御指摘を踏まえまして、また検討をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○**立石座長**：今のはよろしゅうございますか。

○**中村委員**：はい。

○**立石座長**：次の方どうぞ。

○**前田委員**：関連して刑事関係の法制のことでお伺いしたいのですが、強制執行妨害行為に対する罰則を今後検討していくということなんですか。それとか、コンピューター犯罪、ウィルスに対する対策を今後検討を始めると、これはちょっと書き方としておかしい感じに見えるんですけども。

○**刑事局**：刑事局でございます。今御指摘の点につきましては、これから検討するというよりも、これまでも検討しております。法案の形でも提出してききましたが、成立に至っていないとい

う状況にあります。こちらに書いたものにつきまして、引き続き政府内での調整をして、法整備を進めていきたいということでございます。一からもう一度やり直すということではないと思っております。書き方の点につきましては、先生の御指摘の点を踏まえてですね、適当かどうかもう一度検討したいと思っております。そういう状況であります。

○前田委員：ですから、ここが他のところみたいに今後新たに検討をするということになるんだと、やるべきことはもっとあって、これはもう法案ができていて、それもだいぶ前ですよ。それについて整備するっていう書き方は、非常に奇異な感じがしますね。

○立石座長：よろしいでしょうか。その他にありますか。

○渡辺委員：確認ですが、この「刑事関係の整備」というところにあがっているものに、いわゆる条約刑法は含まれているという認識でよろしいのでしょうか。

○刑事局：結構です。条約刑法のうち、すべてというわけではありません。政権側の考え方を踏まえまして、更に検討しなければならない、例えば、共謀罪などというものもございます。そういうものは除きまして、その他のところで、サイバー条約の中身のもの、諸情勢を踏まえて、そのときに併せて整備すべきと位置付けたこの刑法等の関係につきまして、ここに入っています。そういう位置付けになっております。

○渡辺委員：分かりました。政権交代があって政権の意思というものが変わったのですから、一部変更があるのは理解できます。また、そうでなくてはいけないというふうに思います。ただ、昨年8月の平成20年度事後評価実施結果報告書では、その共謀罪部分も含めて「国際組織犯罪防止条約等を締結するための法整備は重要な課題である」「今後、改めて国会に所要の法案を提出し、できる限り速やかに法整備がなされるよう引き続き努力していく」と書かれておりました。やはり重大な変更があった場合には、何らかの言及なり、補足説明というものがあってもいいのではないかなと思います。もちろん、言及がないことがメッセージだということもよく分かりますし、ちょっと微妙な案件ですので書きぶりが難しいのかなという気もいたします。こだわるものではないのですが、報告書、計画とも政府から国民に向けて出すわけですから、これまで出されてきたものとの整合性、平仄といったものも検討されてよいのではないかなと思います。

○岩田補佐官：その点につきましては、検討させていただきたいと思います。

○立石座長：では、どうぞ。

○六車委員：度々で申し訳ありませんけれど、今のところに関係した1ページの民事・刑事基本法制について、経済活動に関わるというのがかかっているのが、先ほどの御説明では説明になっていないのではないかと、どうしてここで経済活動に関わるということを書くのか、それ以外のはどうなっているのか。そして、そのすぐ後に「事後チェック・救済型社会の実現」というのがありますが、政権交代もあって事後チェック・救済型社会というのが改めて見直されたのでしょうか。その実現ということに不可欠の基盤形成をするということになっていきますけど、本当に事後チェック・救済型社会というのがいい社会というふうに今の政権で考えているのかどうか。というのは、私は環境法をやっているの、経済活動も環境法と関係あると言えば、あると言えます。それから、環境は予防というか、事前の監視が一番で、手遅れになったらどうしようもないというものを扱っていて、そういう分野もあるのではないかと、そういう分野についてはどのように考えているのかということをお話を聞いていて思ったものですから、聞きました。

○立石座長：何かコメントをお願いします。

○民事局：民事局でございます。今にわかになどのような適切なお答えをしたらよいかなかなか苦慮しているところがございます。御指摘を踏まえましてどのようなことができるか検討させていただきたいと思います。

○川端委員：よろしいですか。これにも関連するんですけども、目的・目標の末尾がですね、「改正を行う」「見直しを行う」「必要な整備を行う」「整備を行う」それから、「整備する」となっています。これは意図的に使い分けているのでしょうか。それとも同じ意味なんだけど、違う言葉で書いたということなんでしょうか。それを御説明いただきたいのですが。

○岩田補佐官：申し訳ございません。内容についてもう一度精査させていただきたいと思います。

○立石座長：よろしゅうございますか。いかがでございますか。

○寺尾委員：よろしいでしょうか。

質問ではなく、先ほどの事後チェック・救済型社会の部分なのですが、私が代わってお答えするのもなのですが。これはいわゆる司法制度改革の前提となっている行革のときのビジョンを受けて、司法制度改革のときのキーワードになっていた言葉だと思います。もちろん、先生がおっしゃるような部分もあるのですが、従前の日本社会に比べて透明性を高めて、ルールをはっきりするとともに、事前でいろいろな調整をしないという形の社会にしようということなので、そうなってくると事後のいろいろな問題が出てきたときに、裁判制度がきちんと機能しないと困るね、これは司法制度改革だね。という流れの中でのキーワードだと理解しております。確かに、先生の御指摘のとおり、この評価書の全体の文章の中で、この言葉が今申し上げたコンテキストを外して置かれ、いわば唐突に出現すると、まるで自由放任主義というか、やりたい放題を許してしまうというように読めてしまいますね。ちょっと表現を気を付けられた方がいいというのはそのとおりだと思います。そういう流れの中での話だと理解しております。

○六車委員：今のおっしゃられたことは全くそのとおりだと思います。ある程度の期間が経ったと思うんですね。その経ったときに、そろそろそのままでもいいのか、どっかにひずみが出てきていないかとか、全体の流れとしてはいいと思うんですが、それだけではないようなところもやっぱりあるのではないかと、そういう視点があってもいいのではないかなということですね。

○寺尾委員：ここで議論しても、何なんですけど。その部分は、ここで決められることではなくて、政府全体の中で決めたことである司法制度改革で、裁判員制度も始まり、法律家の数も増やしましょう云々かんぬんという流れの中の話の一部なので、正直そこを求めるのはどうなのかなという気はしました。確かにおっしゃっていることもあるとは思いますがけれども。

○六車委員：どうもありがとうございました。

○立石座長：よろしゅうございますか。では、次に進めさせていただきます。

それでは基本政策Ⅱ法秩序の確立による安全・安心な社会の維持に関する政策について御説明をお願いします。

○佐々木官房参事官：それでは、基本政策Ⅱのブロックについて御説明を申し上げます。はじめに、「検察権行使を支える事務の適正な運営」について御説明いたします。計画書は資料の14ページを御覧いただければと思います。この施策は、平成21年度に引き続き、平成22年度も評価の対象としております。今回の計画におきましても、3つの達成目標を設定いたしました。具体的な内容といたしましては、適正な通訳人の確保のための対策として通訳人に対する研修の実施、あるいは犯罪被害者等への対応を充実させるための被害者支援員に対する研修の実施

という達成目標につきまして、研修参加者の満足度をアンケート調査を指標として、評価を行うこととしております。また、広報活動につきましては、検察活動の意義・役割を説明する広報活動の実施回数をもって、評価を行うこととしております。

次に、「矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進」について御説明いたします。計画書は資料の 18 ページでございます。刑事施設におきましては、依然として高率収容の状態が続いておりまして、職員の負担が著しく増加しているという実態から、被収容者に対する適正な矯正処遇の水準を維持するために、民間委託等の推進によって増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保し、かつ矯正処遇の充実を図ることが求められております。この点につきまして、具体的な計画内容としまして、被収容者の性質等に留意しながら民間開放を推進し、民間のノウハウやアイデアを活用した矯正処遇につきまして更に充実させるとともに、運営コストの削減を図ることを達成目標としております。再犯防止策のうち職業訓練及び改善指導の項目数を増加させること及び民間委託により必要経費を削減することをもって、評価を行うこととしております。

次に、「更生保護活動」関係でございます。この「更生保護活動」に関しましては、平成 22 年度におきましては、2 つの施策について評価を行うことといたしました。まず、「保護観察対象者等の改善更生」について御説明いたします。計画書は資料の 21 ページでございます。

この施策は、平成 21 年度に引き続き、平成 22 年度も評価の対象としております。今回の計画におきましても、2 つの達成目標を設定いたしました。計画の内容といたしましては、保護観察対象者に対する処遇の充実強化及び保護観察対象者等の自立更生の促進を達成目標といたしまして、性犯罪処遇プログラム受講者の受講前後の問題性の変化や更生保護施設の保護率等をもちまして、評価を行うこととしております。

次に、「医療観察対象者の社会復帰」について御説明いたします。計画書は資料の 25 ページを御覧いただければと思います。冒頭御説明を申し上げましたように、この点が平成 22 年度におきまして、新たに評価の対象とするものです。従来、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った精神障害者については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条に基づく措置入院制度等によりまして、その処遇が行われてきたところですが、退院後の通院医療を確実に継続させるための実効性ある仕組みがないことや、措置入院の実施主体が都道府県等であり、地方公共団体の枠を越えた連携の確保が困難であることなどが、問題点として指摘されておりました。そこで、保護観察所におきまして、医療観察対象者の社会復帰の促進を図るために、それぞれの処遇の実施主体となる関係機関相互間の連携を確保するために制度的枠組みといたしまして、「ケア会議」なるものを積極的に開催するなどして、関係機関相互間の緊密な連携を確保し、更に地域社会における処遇の充実強化を図ることとしました。この点に関しまして、評価計画の内容といたしましては、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保して、医療観察対象者の社会復帰の促進を図ることを基本目標といたしました。具体的な観点といたしましては、医療観察法に基づく保護観察所の長等の申立てによる処遇終了決定を定められた期間よりももっと早くに医療観察法による処遇を終了することができたかどうかを確認することに着目して見ていくというものでございます。保護観察所長の申立てによる処遇終了決定件数等をもちまして、本施策をめぐる問題点の分析・評価を行うこととしております。

次に、「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の

実施」について、計画書は資料の 27 ページにございます。これも、平成 21 年度に引き続きまして、平成 22 年度評価の対象としております。ただし、評価方式につきましては、昨年度の評価におきましては、この点、総合評価方式で行いました。また、本年度におきましても、総合評価方式で行うこととしておりますが、平成 22 年度におきましては、これまでの総合評価によりまして、いくつかの観点から評価した実績等を踏まえて、実績評価方式で行いたいと考えております。元々、この業務の性質上、数値目標を設定して評価をするということが難しいと考えておりましたが、平成 22 年度におきましては、いくつかの数値目標を設定し、それを観点といたしまして、政策評価をしてみたいと考えています。具体的な内容といたしましては、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等を通じて、公共の安全の確保を図ることを基本目標としております。具体的には、立入検査回数や関係地方公共団体に対する情報提供までの所要日数を指標として評価を行うこととしております。併せまして、提供情報の正確性・適時性・迅速性やホームページへのアクセス件数、カウンターインテリジェンス啓発研修のアンケート結果等を指標として、評価をしたいと考えております。

基本政策Ⅱのブロックに関する計画は、以上でございます。

○立石座長：ありがとうございました。それでは、基本政策Ⅱの範疇にある項目として今説明をいただいたわけでありますけれども、「検察権行使を支える事務の適切な運営」、「矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進」そして、「保護観察対象者の改善更生」、「医療観察対象者の社会復帰」これは全く新しい施策です。そして、「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」これら政策Ⅱの範疇のものについて、皆さん方からの何か御意見、御質問等がございましたらお出しいただきたいと思っております。

○田辺委員：2点ほどお伺いしたいと思います。1つは、矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進です。基本的考え方のところ、過剰収容の状態は続いているということですが、続いていることは確かだと思えるのですけれども、それ自体は以前のように右肩上がりというのではなく、少しずつ改善しているという状況だと思います。それをこの文章からはずっと上がっているというイメージですけど、それは改善してきたときと同様に、例えば、5年先、10年先を見たときにですね、この状況がどうなるのかということから判断していかないとなかなか判断基準として難しいのではないのかなと思います。そこがどういうふうに考えていらっしゃるのかなというところ、そうだといたしますと、PFIとか民間委託というのが増えていくのに定員が増やせないから渋々民間委託をやっているのだという発想でこれは割と書かれていると思うのですけれども、そういう意味でのロジックの構築というのが必要になるのではないのかなという感じはしていますので、その点お伺いしたいというのが1点目でございます。

それから、2点目は、今度新しく入りました「更生保護活動の適切な実施」の医療観察対象者の社会復帰のところでございます。基本的には、この考え方というのは、関係機関が連携を確保し、それで処遇が充実強化され、予め定められた期間よりも早期に社会復帰できるというロジックだと思います。分からないのは、これはそもそも医療観察対象者でこの対象となっている人が何名くらいいるのかなというところでございます。目標のところの処遇終了決定件数という形で数で捉えていますけれども、それはそうなんですけれども、基本的には、全体の中でケアがうまくいって、そこから離脱する人の割合が大きければ大きいほどいいというのが通常の考え方なんだろうと思うんです。その全体の数が分からないと、終了件数が、37件から50

件になったといっても、これが、55 件になったとしても、どういう意味で減っているのか増えているのかが分からない。この点について、指標の工夫ができるのか。あるいは、件数が少ないので、このような数字で見ていった方がよいのかということについて、コメントいただければと思います。

○**矯正局**：矯正局でございます。御質問の点につきましては、確かに刑務所等の収容人員は、平成 10 年以降、急激な増加が継続していたところですが、平成 18 年の 11 月末から緩やかな減少傾向に転じています。収容定員自体の拡大もございまして、刑事施設全体としての収容人員は、現在、収容定員を下回っております。ただ、依然として、高率収容という状態は続いておりますし、女子施設を中心として、過剰収容の状況が改善されていない施設もございます。このように、女子施設の問題や、依然として海外に比較して職員の負担率が高いということがございますので、高止まりの状況ではあります。刑事施設の職員の負担を少しでも解消するための所要の人的整備というのは、まだ、喫緊の課題であることには変わりはないと考えております。今回、政策評価の対象といたしました公共サービス改革法の枠組みによる民間委託も、平成 18 年の「国の行政機関の定員の純減について」において、「あらゆる手法を用いて民間委託の拡大を図ることなどによって、増員幅の抑制に努める」、とされているところに基づいて民間委託を考えているところでございます。

次に、渋々やっているのかという点につきましては、P F I 施設の経験もあり、職業訓練や改善指導などでは、民間のノウハウやアイデアが、十分に活かしたプログラム、また、出所後の就労に結びつくようなプログラムの提案など、積極的な民間プログラムがありますので、こちらの方は、民間の創意工夫による矯正処遇の充実という点を評価していきたいと思ひ、今回、指標にも取り入れたところです。

○**立石座長**：よろしいですか。

○**保護局**：保護局でございます。医療観察制度の御質問についてです。対象者がどれくらいかということですが、正確な審判の件数などは、裁判所で把握していると思います。保護局では、保護観察所を所管してございまして、保護観察所では、社会復帰調整官という精神保健福祉士等の専門的な知識を持った職員が処遇に当たっております。検察官が申立てを裁判所にして、裁判所でどういう処分をするかの審判を行います。その審判のための調査を観察所が実施しております。その審判の調査の件数は、把握しております。これは、あくまでも速報値ですが、平成 17 年施行以来昨年の 12 月末までで 1,631 件の調査を行っております。それで、審判を行いまして、いろいろな処分があるわけですが、入院決定というのが一つの処分でございます。これは、入院が必要であると判断されますと、厚労省が所管します指定入院医療機関に入ります。それ以外に、入院が必要ないということになりますと、通院決定、通院医療を受ける決定がなされます。そうしますと、その時点から、社会内で、地域における処遇が開始されます。まず、入院している場合には、入院した時点から、調整官は退院後に帰る場所について、どこで生活をするのかの調整をする、生活環境調整を実施します。その受理件数が、12 月末までで 960 件でございます。当初の審判で通院決定があった場合、それから、入院をして、1 年半なり 2 年経った後に退院します。これも裁判所が決定しますが、退院決定になると、同じようにそこから通院処遇が始まります。この 2 種類の方々について、調整官は、精神保健観察ということを実施します。件数は、現在までに、当初からの通院決定があった者が 287 人、いったん入院してから通院した者が 380 人で、合わせまして 667 人に精神保健観察を実施しています。概略の数

は、このようなものでございますが、先生御指摘の割合で判断した方がよろしいのではないかとありますが、御説明させていただく前提として申し上げますが、通院期間というのは、法律で当初3年という形で決まっています。それより前に、通院医療の必要がなくなったと判断された場合には、観察所から裁判所に申立てをして、裁判所で処遇終了という決定をしていただくと、3年より前の段階で終了になります。それが、ここで指標にしている処遇終了決定の件数でございます。3年間処遇するよりは、早く病状も回復し、社会復帰がなされたということで、これを指標にしたわけでございます。本来なら、処遇終了件数が精神保健観察集結件数全体の中で割合がどう変化しているのかということ指標とするのが一番いいと思いますが、まだ、制度が始まって数年なので数が出ていません。例えば、20年度に処遇終了になったのは、37件ですが、期間満了になった者は、まだ、8件しかおりません。21年末ですと、処遇終了が50件、期間満了が56件と、期間満了が徐々に増えてはきていますので、将来的には、これらの数値との比較をするなりすれば、本当の意味での評価になるのかなと思っております。

○立石座長：よろしいですか。どうぞ。

○山根委員：2点お尋ねしたいのですが、1点目は、検察の広報です。毎回、広報活動のところでは、中身が大事ですよという話になりますが、今回も目標値として、回数を多くということになっています。昨年、裁判員制度がスタートして、スタートしたときの広報の中身と1年やって、これから複雑な裁判も増えていくと聞いてますけれども、そういう状況のときと、国民の知りたいことなども変わってくると思いますが、広報の中身について、何か提案がいただければと思います。

もう1点は、今、御説明のあった25ページの新しい評価項目のところ、説明がもう少し欲しいと思っていました。今、伺ってだいぶ分かってきたんですが、関係機関が連携を強くするというので、通院期間が短くなると考えてよろしいわけですよね。病状回復が、早まるということではないということですね。

○岩田補佐官：刑事局の方からお願いします。

○刑事局：刑事局でございます。検察の広報についてですが、今後の広報の在り方としては、昨年の裁判員制度の実施までは、裁判員制度がいよいよ始まるということを中心にやってきました。制度が始まったことを受けまして、施行後も、もちろん裁判員制度につきまして、その意義などは、引き続き広報していくという方針には変わりありません。他方で、制度開始前と比べますと、行政刷新会議の事業仕分けの場でも言われたことですが、裁判員の対象者となる方に、重点的な広報をすべきだという考え方もあります。一般的に、こういう制度がありますよという広報の仕方はいかがかという御指摘もございました。そこで、裁判員対象者の方々に何ができるかということ、法務省、検察として考えますと、裁判所が通知して、私どもにすべて情報が入ってくるわけではないということがございます。ここは、ある意味、裁判所に委ねざるを得ないところだと思っております。そういった事情も踏まえまして、基本的には、検察といたしましても、司法の中で検察が果たしている役割がどのようなものを広報する中で、併せて裁判員制度についても、その意義やどんなふうに行われているかということは、その機会を通じて説明していく方針です。そういう意味では、検察の活動を理解していただくことを重点にして、裁判員も併せて実施していきます。これが、今の基本的な考え方でございます。

○立石座長：よろしいですか。

○岩田補佐官：それでは、もう1点の質問を保護局からお願いします。

○保護局：保護局からお答えします。そこでは、ケア会議という言い方をしております。地域における処遇をどういう形でやっているかということですが、1つは医療です。これは、厚労省が指定している指定通院医療機関で行われます。資料にも書いてありますが、従来の精神保健福祉法ですと、自傷他害行為をすれば、措置入院という形で、いったん強制的に入院させられます。その後、退院した後は本人の自由で、まだ医療が必要なのに、本人の意思がなければそのままという状態でした。今回の制度は、通院で、まだ病状的に医療が必要だという場合に、医療を継続させるシステムを作るということです。それだけでは足りないので、都道府県、市町村やその委託を受けた社会福祉サービス事業者の方々が協力して、本人に生活面から援助するという形です。その全体をコーディネートしながら、精神保健観察を実施するのが保護観察所であり、この三つどもえで、地域における処遇を実施します。基本的には、通常他の精神障害者の方だけではなく、他の障害の方々にも実施されている地域におけるケアマネージメントシステムという形でやっております。処遇実施計画書というものを、当初に、保護観察所が作成いたします。それは、ケア会議に参加した関係機関が協議して、いろいろな課題や目標について役割分担を決めまして、実施計画書に基づき、本人の生活を支え、医療が継続するように見守る態勢を構築して、もし病状が不安定になったときには、相互に対応していくという計画を立てて行っているところでございます。通常ですと、通院処遇開始当初は、月1回から2回実施しております。これが、2か月に1回くらいになり、この法に基づく処遇が終了すると、今度は、一般の精神保健福祉法に基づく精神保健福祉の方にバトンタッチしますので、終わりのころには月1回程度になって、精神保健観察が終結しますと、保護観察所と指定通院医療機関はこの協議の輪から抜けることとなります。そのような協議を継続的に行っていくために、ケア会議というのを実施しているところでございます。

○立石座長：よろしいですか。では、川端委員。

○川端委員：毎年言っているのですが、気が引けるのですが、通訳の研修の関係です。毎年、50人程度を研修して、研修に参加した人はだいたい満足している。このような研修を繰り返して、一体どのような意味があるのかということが気になるんですね。もちろん、有意義とする回答の答え方について5段階の真ん中は「有意義」と見るところから、3段階の上だけにしたというのは、改善であって、従って、満足率が下がっているように見えますけれども、こちらの方が適切だろうと思います。予算が限られているから50人しか研修できないんだということであればですね、この方式を抜本的に改めて、こういう通訳というのは、絶対的な能力が要求される任務だと思うので、それを備えているかどうかをテストする。テストでいい点を取った人には、それを合格者として、何らかの認定をして、その人に通訳を依頼するときには、より謝礼を高くするというインセンティブを与えとか、否認事件など難しい事件であれば、そのような通訳人しか使わないというふうにするとか、そういう形でやっていないと全体から見ると、あまり有効でない施策について、非常に有効な結果が出ているという評価を毎年繰り返しているという気がして仕方がないです。そこを考え直せないかというのが、まず1点です。

それからもう1つは、更生保護活動の適正な実施のところ、更生保護施設の積極的な活用の指標1と指標2がですね、目標値が一方の方がパーセントになっていて、一方の方が全体的な人数になっています。これがどういう意味を持つのかというのが、いくら説明を読んでもよく分からない。保護率については、ほぼ75パーセントで毎年同じパーセントなんです、これ

が一体どういう意味があるのか。それは非常によく利用されているのか、まだ25パーセントも余裕があって、本当はもっと利用できるのに、何らかの理由で利用されていないという数字なのか、というのが分かりません。それから自立促進プログラムというのは、受ければ効果はあるんだろうと思いますが、その人数もほとんど変わっていない。それが更生保護施設に入った人のほとんどは、このプログラムを受けるから人数も変わらないということなのか、それとも更生保護施設のキャパシティは上がっていて、具体的な人数としてはもっとたくさんの人が保護されているんだけど、プログラムを利用する人は率が下がっているのか、絶対的な人数は変わらないということなのか。いろいろ疑問は感じますが、これを見ているだけでは意味が分からないんです。なぜ、このような指標の取り方をするのかを御説明いただきたいと思います。

○立石座長：では、お願いします。

○岩田補佐官：それでは、刑事局からお願いします。

○刑事局：刑事局でございます。通訳人セミナーについて、度々御指摘をいただきながら、抜本的な改善というところまでいかないところは、恐縮でございます。客観的な状況を御説明しておきますと、アンケートのところにつきましては、今先生御指摘のとおり、政評懇での御指摘を踏まえまして指標を変えさせていただきました。少し数字が下がっていますが、こちらの方が適切なものを表しているのだらうと思っておりますが、それを前提に物事を考えるべきだと刑事局としても思っております。

現在、検察庁の通訳人のデータベースを整備しているのですが、そこに登録されている人が7,500名でございます。それから、これまでのセミナーは730名が受講しておりまして、今1割ぐらいに達したところでございます。人は必ず変えていただくようにするとともに、やっぱり中央で、刑事事件、特に今の刑事裁判が動いている状況を踏まえて、その中でどのような通訳をしているのか。語学だけでなく、裁判上のスキルがありますので、この部分について最新の情報をフィードバックしていくという研修は必要があるのではないかと考えております。予算事情等々、いろいろありまして、これくらい参加していただくのが今のところ限度ということでございます。それはそれで増やしていくことに意義はあるのではないかと考えております。ある程度長い年月通訳をしていただいておりますので、その裾野を広げるとともに、更にこちらで研修したことを各地検に持ち帰っていただいて、その地検に登録していただいている通訳人の方々の中で、フィードバックしていただくという方法で裾野を広げられないかと考えてやっております。

○立石座長：よろしゅうございますか。

通訳の方のところ、やはり定期的にブラッシュアップというか、やはりそういう機会をできるだけ作って、できるだけ高度な通訳ができる教育を併せてやっていくべきではないかと。通訳の問題は、私の方から何度も以前から指摘しております。こういう国際的な世界で、どの程度の能力の方々を集めているのかということ、インセンティブというお話がありましたが、私もそういうものも加味して、難しいものに挑戦してもらって、その代わり、相応しい謝礼をお渡しするというようなことも非常に重要だと思います。

○寺尾委員：すみません、関連して質問なのですが、通訳の方のお手当というのは時間当たりおいくらくらいなのでしょう。

○刑事局：時間当たり1時間8,000円から、事件によってはもう少し出せるかと、そのくらいだ

と思います。

○立石座長：時間当たり 8,000 円だと、本当に観光の通訳くらい、高いところはもっと高いですから、これだけ専門的な仕事をしてもらっているのは間違いないと思うので、もっと出さないといけないと思います。

○岩田補佐官：もう 1 点の質問もよろしいでしょうか。では、保護局からお願いします。

○保護局：では、保護局からお答えします。まず 1 点、御指摘の更生保護施設の保護率についてですが、資料では平成 16 年度からの数値が掲げられ、75 パーセント前後で推移しておりますが、もうちょっと前ですと、68 パーセント前後で、70 パーセントにいかない状況がずっと続いておりました。それで、保護率を上げようと努力いたしまして、何とか 75 パーセントまできているところですが、もちろん当局といたしましては、これで十分とは考えておりません。ただ、更生保護施設というのは、ある程度の空きは必要です。今現在刑務所に入っていて、今後帰住予定である者の居室を確保しておく必要があったり、更生緊急保護とあって、突然来る人を保護する場合があります。ですから、ある程度空けておかないといけないのですが、ここまで空ける必要はないということで、もっと努力する必要があるだろうと思っております。どうしてこれ以上上がりにくいのかというと、1 つには、高齢の方とか障害を持った方とか、職員が自立指導に非常に熱心に関わらないといけない対象者の方が増えているというのがあります。ただ、それでも今度新しい施策として、厚生労働省さんと一緒になって、高齢の方、障害の方を福祉に繋いでいくようなシステムを作っていこうという形での施策を始めております。今現在更生保護施設が全国に 103 あるのですが、このうちの 57 施設をそのような施策を行う施設として指定して、そこに各 1 名ずつ社会福祉士の資格を持っている職員を配置し、積極的に福祉とつなぎ、受入れも強化しようということで、努力しております。この 75 パーセントを少しずつでもアップしていくように、現場の方でも思っているところでございます。それから、プログラム処遇につきましては、やはり、更生保護施設に入っていれば必ず受けるというものではなくて、本人の自発性に基づいて受講させております関係で、数は増えたり、減ったりという状態であります。これになるべく増えるようにということを目指しておるところです。数の方ではそれほど大きな変化はないように思えますが、内容的には、様々なプログラムが実施されております。例えば、S S T（社会生活技能訓練）は、多くの施設で普及しております。対象者の中には、社会適応能力が非常に低い方が多いですから、挨拶の仕方からいろいろな手続の仕方、対人関係の結びつき方、そういう訓練をすることで、かなり就職する能力に結びつくということで、これは非常に積極的に行われています。薬害教育も多くのところで行われていますが、それ以外にも、変わったところでは、男性の施設では、男の料理教室というのを定期的に行なっており、自活能力がない人に料理を作ってもらい、それから、女性に対しては、先ほど言った薬害教育を都の保健所の方に来ていただいて、いろいろ薬害に限らず、女性としての生き方から話し合いを重ねていくというような取組も行ったりしています。プログラムの内容については各施設で創意工夫して、例えば、広い農地があれば農業体験をしたりするなど、いろいろな工夫をしているようでもあります。

○立石座長：よろしゅうございますか。それ以外に何かありますか。

○渡辺委員：矯正処遇のことで 2 つほどお尋ねをしたいと思います。1 つは、指標 1 で掲げられております「新たな職業訓練及び改善指導プログラムの項目数の増加」という目標値ですけど、「4 項目以上」ということですね。なぜ 4 項目なのか、素人の私どもでは適否は判断しかねま

す。これまでいろいろ検討されて、妥当な数字としてお出しになっているのでしようけれども、ある意味、合格点が見えているところで目標を設定しても仕方がない話でして、4という数字の趣旨なり、内容の説明なりをもう少し具体的にいただければと思います。それから指標2。民間委託による運営経費の削減ということですが、これは委託を実施する前にそれなりの計算ができていないかと思ひますし、既にいくつかの施設が稼働して、実算も出ているのではないかと思ひます。これを改めて国が実施する場合と比較して削減をめざすという趣旨がちょっと分かりにくいので、その辺も少し説明していただければと思います。

○**矯正局**：まず1点目については、私どもが職業訓練及び改善指導のプログラム数で評価しようとしたのは、最初、受講人員で評価することも考えたのですが、今回の委託は既に運営している施設において、今やっているプログラムに加えて、新たに民間のノウハウを活用した新規のプログラムの導入を求めたいからということです。例えば、単にこれまで同様にプログラムの受講者を増やすとか、あるいは受講人員の増だけを目的としたような、ある意味、安易なプログラムは、求めていないということで、まずプログラムの数で評価しようということ決めました。もう1つは、やはり今運営している限られた物的設備の中でプログラムを実施していかなければなりませんので、民間のノウハウやアイデアの含まれたプログラムとしても、教室の数ですとか、今いる受刑者の人員ですとか、様々条件・制約があるかと思ひます。そのため、施設の規模に応じて、収容定員から判断し、4項目以上といたしました。黒羽刑務所は、約1,800の定員ですので2つ、それに比較して静岡、笠松は、1,000と500ということで、1つ以上は、何か新しいアイデアのあるプログラムを導入してもらいたいということで、この数を設定いたしました。

それから2番目のそれなりの計算ができていないかという御質問なのですが、今回の公共サービス改革法を活用した対象業務の中身については、内閣府の官民競争入札等監理委員会の議論を経て厳密に決定されていて、これに基づく必要な運営経費は、概算要求額として確かに積算しております。また、その対象業務を競争入札にかける際の実施要項を策定するときに、従来の実施に関する情報として、これまでの実施に要した経費というものは計算して、開示もしています。これらの情報を基に、今後新たに提案される新規のプログラムなどが、国が実施した場合にどれくらいの費用が想定されるのかということも、落札業者の提案によって判断しなければいけないと思ひます。その部分は調整が必要かということで、この必要経費は出していきたくて考えております。

○**立石座長**：よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

○**六車委員**：今のお話と全く同じ所なのですが、19ページの上から7行目のところに、今お話になっていた落札業者という言葉があるのですが、ここのところを読ませていただいて、業者はどういうことで落札するのか。値段が安いところが落札するとすると、その後契約を締結して業務の詳細について協議を行って、新しいアイデアやノウハウを最大限引き出す、そういうところを一番安いところから求めることになるのか。通常の入札業務の関係でスムーズに行くのかどうか分からなかったもので、その点をお聞きしたいと思ひます。

○**矯正局**：この落札者の決定方法は、入札価格だけで決めるのではなくて、総合評価落札方式ということで、提案されるそれぞれの業務の内容について、民間事業者から膨大な提案書が提出されます。それについて、外部の有識者委員会が中身の評価をします。その評価の観点というものが事前に入札の実施要項で示してありまして、その中に新しいノウハウの発揮が入るとか、

出所後の就労に結びつく提案がある、というような内容で評価の観点がありますので、単に価格だけで決まるということはありません。

○**六車委員**：ありがとうございました。すごくよく分かりました。今いわゆる一者入札とか、入札について非常に問題になっているところなので、せっかくですから、もうちょっと今のところ簡単に書かれるともっといいと思います。民間委託のどういうところに委託するかっていうところがちょっと分かりにくくて、ちょっとここだけ出てくるんですけど、せっかくなので今のことが分かるといいなと思いました。

○**矯正局**：ありがとうございました。表現振りについては、今の趣旨が入るように検討してまいりたいと思います。

○**立石座長**：はい、どうぞ。

○**中村委員**：先ほどの通訳と同じような点なのですが、27ページに書かれておりますカウンターインテリジェンス啓発研修に関するアンケート結果ということで、目標値としては、有効性を認める旨の参加者の回答が90パーセント以上ということなのですが、これについての説明が31ページのところでございまして、質問事項としては、意識が向上した、意識は変わらなかったということについて回答するということが書いてあります。これを拝見をいたしますと、研修の対象は、職員の方だと伺っておりますので、通常、こういう研修を受けて全く意識が変わらなかったという方はいらっしゃるのだろうなということを考えますと、アンケートのやり方を工夫した方がいいのではないかと、あるいは評価の対象としてこういう形のアンケートではなく、その成果といいますか、試験があるかどうか分かりませんが、そういう成果のところで評価ができないのかということをお聞きしたいと思います。

○**立石座長**：よろしいですか。

○**岩田補佐官**：公安調査庁お願いします。

○**公安調査庁**：はい。当初このカウンターインテリジェンスに関する研修に対するアンケート調査については、政策評価の対象とは考えておりませんでしたので、その作りが意識向上した、変わらないという形で作っておりました。今般、こういった政策評価に関するアンケート調査について、いろいろ政策懇の関係で、客観性を持たせるようにということで5段階評価というようなことをご指摘いただいたことから、当庁としても今後、参考になったとかある程度参考になった、どちらともいえない、あまり参考にならなかった、参考にならなかったというような5段階評価を考えております。また、試験につきましても、内容の時間がなかなかとれないということ、さほど研修で時間がとれないということもございまして、なかなか難しい面もございまして、今後何らかのチェックシート等を使って、その効果測定ですとかそういったようなことも考えまして、検討させていただきたいと考えております。以上です。

○**立石座長**：はい、どうぞ。

○**渡辺委員**：お尋ねします。まず更生保護活動の関係で21ページになります。達成目標1の指標3で社会参加活動参加者を対象とする有益性に関する調査を行う、目標値等は「処遇効果が確認できた参加者の割合が80%超」となっておりますが、具体的にどのような方法で確認をされるのでしょうか。本文の方にも「有益性に関する調査を実施」とありますけれども、もう少し具体的に、例えば、アンケートなどを考えていらっしゃるのか、だとすればどのようなものか。他の項目で同様に効果等を測定する場合は、こういう方法を用いてこう測定しますということが書かれているのですが、ここの記載は抽象的なので、お尋ねをします。それから、もう

1つ、公安調査庁の関係で、達成目標1の指標2ですが、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応として回答までの所要日数を短くするというのは大変結構なことだと思います。しかし、そもそもなぜ今40日以上もかかっていらっしゃるのでしょうか。事情を御説明いただければと思います。

○立石座長：よろしくをお願いします。

○岩田補佐官：それでは保護局の方からお願いします。

○保護局：保護局から御説明させていただきます。社会参加活動の評価方法ですが、有益性というのは、参加活動を終了した時点で、参加者にアンケートを取らせていただいて、それを集計しております。アンケートは大きく4つのポイントからなされていて、自己有用感、自分が役に立ったという感じはあったか、というようなことですね、それから、達成感、参加してよかったな、というようなもの、それから、社会性、今日自分は活動をやりながら、他の人たちと協力してできたか、最後に、規範意識、今日の活動に参加して決まりやルールを守るのが大切と思えたかといった項目について、それぞれ4段階ほどの形で丸を付けてもらい、あと自由記載の欄を設けております。この4項目についての評価で、肯定的な回答をした者が80パーセントを超えているかどうかということを確認する評価とさせていただくことにしました。

○岩田補佐官：それでは、公安調査庁お願いします。

○公安調査庁：お答えいたします。いわゆる立入検査というのは、搜索や押収の権限はありません。ですから、例えば、コンピューターの中を開けてくださいということはできます。それで表示されたデータをモニターで見ることはできます。ただし、それを写しで提出してくださいと言っても、向こうは拒絶いたします。そうすると、これはいちいち記載をしたりしないといけません。それをまた報告書に起こすということになりますと、それだけでかなり日数がかかります。また、立入検査は、必ずしも1か所だけを行うということでもございません。同時に行うようなこともございます。そうすると、記録の精査や分析等の事務に時間がかかるということがございます。その辺のところは、現在40日ということで、できるだけ短い期間に国民の皆さんに回答させていただくように考えております。今後そういった面を検討させていただきたいと思います。

○立石座長：その他いかがでございましょう。それでは、次の基本政策のⅢ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵに関して御説明をいただいて、御意見をいただきたいと思います。

○佐々木官房参事官：それではⅢ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵのポイントだけ御説明申し上げます。まず、32ページ「債権管理回収業の審査監督」でございます。内容といたしましては、債権回収会社に対する立入検査の実施率、債権回収会社が自主的に有効な改善措置を講じた率である自主的改善率をそれぞれ指標として、評価を行うこととしております。

35ページ「人権の擁護」でございます。この施策は、平成21年度に引き続き、平成22年度も総合評価方式により評価を行うこととしております。啓発活動の実施状況等を概観するとともに、内閣府の「人権擁護に関する世論調査（平成年6月調査）」等を利用し、子ども、障害のある人、女性などといった人権課題ごとに関心の高かった人権上の問題点との比較検討を行うなどして、施策の評価を行っていかうというものでございます。

それから、37ページ「国の利害に係りのある争訟の統一かつ適正な処理」でございます。具体的には、訴訟関係の準備書面作成支援システムの改良内容及び改良に伴う事務の効率化状況、テレビ会議装置の導入状況、訴訟担当者向けの研修、打合せ会等の開催回数、法律意見照

会事件数などの指標を用いまして、適正・迅速な訴訟の追行に与える効果を分析し、各種施策の問題点を把握するとともに、その要因を検証し、評価することとしております。

次に、39 ページ入国管理局関係でございます。「出入国の公正な管理」について御説明いたします。最終的な評価は、平成 24 年度に行うことを予定しております。御案内のように、昨年入管法の大きな改正がございまして、新たな在留管理制度が平成 24 年に施行されます。この関係法令の施行後に、新たな在留管理制度の運用状況等を分析して、必要かつ十分な法整備が行われているかどうかを評価することになります。併せまして、国民の関心の高い、例えば、空港での審査待ち時間を 20 分以内という目標の達成状況、審査待ち時間の短縮に向けた取組に係る実施状況等を検証するなど、総合的な分析を行い、本施策を検証・評価することとしております。

それから 42 ページ「法務行政における国際協力の推進」でございます。これも例年のことでございますけれども、刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施、法整備支援対象国における積極的かつ効果的な活動を推進するための専門家の派遣などを基本目標として、研修の実施件数、参加人数、研修員の満足度、専門家の派遣依頼件数や人数に係る対応率などをもって、評価を行うこととしております。駆け足ではございますが、以上でございます。

○立石座長：ただいま、政策のⅢ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵに関連した政策に関しての計画の説明をいただきましたが、皆さんいかがでしょうか。コメントをいただければと思います。

○渡辺委員：債権回収管理業の審査監督のことでちょっとお尋ねをしたいと思います。達成目標 2 の指標ですが、自主的改善率というのに着目し、これまでの実績が書かれておりますけれども、これが極めて低い数字になっております。33 ページに、なぜこのような数字になっているのか、なぜ近年低下傾向にあるのかという説明がされているので、なるほどと思うのですが、それにしても低すぎないかなという気がいたします。立入検査をしたらそこで何か不備が見つかったということであれば、この 33 ページに書いてある「経済活動の多様化等」に現場が追いつけないというような説明も分からなくはないのですけれども、自主的改善率の定義を見ると、前回立入検査で指摘された問題点の改善の状況ですよね。それがこの有様というのは、一般の国民からすれば大変驚くべき状況です。一義的には、業者の側の責任ではあるのでしょうかけれども、どのように改善をしていくことが可能なのか、あるいは、業者の許可の在り方も含めて、法務行政として何か手当をしなければならぬ点があるのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○川端委員：よろしいですか。私も同じ項目について質問をしたかったのですが、この 33 ページの参考指標 3 を見ると、平成 21 年度はまだ終わっていませんが、行政処分が 6 件ということで跳ね上がっているんですね。これは、自主的改善を求めてもそれをしなかった、それが意味で悪質だということで、行政処分がされているんだと思います。今までは 0、0、2、2、1 件ですから、それほど心配ない状況だったかもしれませんが、ここが跳ね上がっているということは、やっぱり何か問題が起こっているというサインではないかと思います。もちろん、人員が限られているのに、債権回収会社がどんどん増えているせいかとも思いますけれども、立入検査の事業所数もそんなに伸びていない。自主的改善率は、先ほど渡辺委員からも御指摘があったとおり、どんどん下がっているという状況ではやっぱり何か今法務省に求められているのではないのでしょうか、その点はどうでしょうか。

○**司法法制部**：司法法制部でございます。誠に遺憾でございますが、御指摘のとおり、自主的改善率は、平成17年度から平成19年度が90パーセントから70パーセントとなっており、更に平成20年度に5割台となっております。これは、ここに記載申し上げておりますとおり、いろいろな新しい形の債権が出てきて、これについて、審査が十分に対応できていないということがあると同時に、ここに十分書けているかどうか分かりませんが、経済状況として、サービサーも競争的にといいますか、やや苦しい状況となり、コンプライアンスに対する考え方が甘くなっているのではないかと考えております。法務省といたしましても、許可につきましては、ここ最近、膨大な勢いで業者が増えているわけではございませんので、きちんとした形で従前から対応しておりますが、他方で、指摘事項をきちんと改善できないような会社に対して、先ほどの川端委員の御指摘とも関係するのですが、行政処分をきちんとやっているところでございます。このような状況に、ここ数年でなってきたということで、更に十分な立入検査、指摘、そしてその改善状況を見て、行政処分をするべきところにはしていきたいと思っております。また、サービサーには、取締役の弁護士がいます。弁護士会を通じて、取締役弁護士に対して、十分に協力して欲しいと、きちんとコンプライアンスの徹底に取り組んでくださいと、最近も申し上げたところでございます。今後も様々な形で対応していきたいと考えております。それから、行政処分数が確かに跳ね上がっています。これについては、先ほど申し上げましたとおり、経済情勢ですとか、これに伴うコンプライアンスに対する認識などが原因しているのではないかと考えておりますが、他方で、御指摘のとおり、立入検査の実施率は十分に上がってきておりません。限られたマンパワーの中で、一所懸命やっているつもりではございますが、なかなか追いついていないというところがあると思っております。今般、目標として決めましたので、是非がんばってやっていきたいと考えております。また、いろいろと御指導いただきたいと思っております。

○**立石座長**：いかがでしょう。

○**渡辺委員**：こうした自主的改善率の数値の公表などは考えているのでしょうか。つまり、個々の企業の改善状況などを公表しているのでしょうか。

○**司法法制部**：個々の指摘事項には、非常に問題のある指摘から相対的にみて軽いような指摘も多々ございます。したがって、例えば、初めて指摘された事項について、すぐに公表するのがいいのかという問題もございますので、公表はしておりません。他方で、行政処分の話になりますが、以前は、内容にもよりますが、必ずしも公表はしておりませんでした。ただ、ここ最近の行政処分は、国民の側に直接影響しかねないような事項に基づく行政処分などもございますので、これはきちんと公表して、そのようなサービサーがあることを国民にも明らかにするようにしております。また、公表によって、他のサービサーにも抑止効果があるということを期待しているところです。

○**立石座長**：いかがでしょうか。

人権擁護のところで、接触・認知型、心理変容型、複合型に分けて効果測定を行うことは、いいことだと思います。ただ、予算額が比較的大きく35億ですか、これだけ大きいと評価の際の指標について、もう少し具体化できないだろうかという感じがします。それからもう一つ、国の利害に関係がある争訟の統一的かつ適正な処理について、施策の具体的な内容がモバイルパソコンとテレビ会議装置の活用などとなっており、あまりにも道具立てに寄りすぎており、政策評価の計画に記載するほどのものではないのではないかと考えています。このあたりは、ちょっと考えていただきたいと思っております。

全般的に、効果測定それ自身の基準など、相当以前よりよくなっている感じがします。それから、アウトカム評価を積極的に入れるなど、大変緻密になっているのではないかと、私は評価しています。これは、私の個人的な見解です。

○**山根委員**：人権擁護のところ、一点お尋ねします。幼児虐待とかDVの事件とか後を絶たないので、他の省庁とか関係機関と十分な連携をして、例えば、イベントを行う、あるいはリーフレットを作成したり配布するのも、協力態勢を強化して欲しいと思います。評価書で、厚労省や内閣府の報告や調査等を活用しと書かれているんですが、文科省やIT関係だったら総務省と、いろいろ連携してやって欲しいと思うんですが、連携は十分なされているんでしょうか。

○**岩田補佐官**：人権擁護局をお願いします。

○**人権擁護局**：人権擁護局でございます。先ほど、予算総額が大きく35億あるので、具体的な指標をとということでもございました。もっともな御指摘でございますので、今後、検討してまいりたいと思いますが、この中で、10億程度は、人権擁護委員の活動に要した実際の費用です。ボランティアでやっていただいておりますので、交通費などに使っております。それから、20億程度は、人権啓発フェスティバル等を各都道府県に地方委託事業として行っておりますので、その経費が大きな部分でございます。それ以外の広報活動、人権相談につきましては、あまり大きな予算は使っていません。なかなか厳しいところですががんばっているということをお理解いただければと思います。ただ、人権啓発フェスティバル等につきましては、もう少し具体的な指標、地方公共団体の方の考え方なども、具体的に反映させることができるか、今後も検討してまいりたいと思います。それから、他府省との連携でございますけれども、広報関係の連携といいますより、調査救済活動の方で連携しています。人権擁護局の人権活動の中には、人権の啓発活動と人権の調査救済活動というのが、2本の柱でございます。もちろん、広報活動も他の府省と連携して行っており、御指摘のとおりでございます。一方で、人権の調査救済活動というものがございます。これは、人権相談にお電話がかかってきたり、直接お見えになったりして、人権侵害問題があるという場合、例えば、児童虐待の場合に、地方の法務局が受けて調査をするということに加えて、児童相談所に通報する方がより機能する場合があります。そのようなときには、児童相談所に通報して連携してやっていく。それから、DV被害の場合には、民間のシェルターと連携してやっていく。それから、子どもの人権SOSミニレターというものを、各小・中学校に配布させていただいておりますが、これに関しては文部科学省から各小・中学校に連絡をしてもらっている。あるいは、いじめ問題が起きた場合には、教育委員会に出かけていき、一緒に考えてやっていく。このように地方では、出先機関同士の連携を深め、また、そのようにしないと実際の救済ができませんので、連携を充実させるよう日々努力しています。各地方方法務局の人権擁護課長が、調査救済事務だけではなく、日頃から、県庁であるとか、市町村であるとかの福祉の担当者などと連携を密にしているところでございます。

○**立石座長**：国際協力のところで、セミナーの開催や国際会議ですが、42ページです。これは何か国くらい、また、どういう国が参加しているのでしょうか。どういう国に対して、日本が法整備支援をしているんですか。

○**法務総合研究所**：法務総合研究所です。国際研修・セミナーということで、国連に関するものと当所の国際協力部が行っている法制度整備支援の関係がございます。国連の研修は、これまでに130か国くらい、多くの国・地域から広く来ています。法制度整備支援はアジアを中心に、ベトナム、カンボジアといったところに行っています。これは、研修ということで行

っておりますし、また、長期専門家ということで、専門家を派遣して支援を行っているという状況です。

○立石座長：それでは、第二の議題の法務省支出総点検の実施結果について、報告があります。

○後藤会計課長：会計課長でございます。資料4に基づいて御説明します。法務省支出総点検のプロジェクトチームを昨年7月に設置いたしまして、7月10日の政策評価懇談会で内容を御説明したところです。その結果の報告をさせていただきます。

資料のとおり、1の職員のコスト意識の醸成ということで、(1)の職員からの意見等の募集体制を整備いたしました。結果的に、本省での意見は2件にとどまっています。(2)の協議の実施については、会計課長の会同において、様々なコスト節減に向けた方策について協議いたしました。(3)の研修の実施につきましても、会計実務講習会において、地方の会計事務担当者との協議を行いました。

2の国民からの意見・提案の募集ですが、法務省のホームページのトップのところに、「無駄撲滅にご協力」というボタンを設けまして、それをクリックするとメールを送れるという態勢を整えました。これは、政務三役の御指導をいただきこのようにいたしました。2月15日までに63件の意見が寄せられましたが、そのうちコスト節減に関する意見は5件でございました。広報経費の在り方、組織の在り方などの意見です。その他は、16件が制度に関するもの、例えば、不動産登記に関するものなどです。残りの42件は、ほとんど意味の分からないものでした。コスト節減の意見5件につきましては、検討することといたしました。

3の予算執行の総点検です。(1)の一者応札の改善ということで、地方官署につきまして、会計課の経理事務調査ということで、会計課職員が、110か所の地方官署を回りまして、そのうち63か所において、一者応札の事案がありましたので、この88件の事案について、どのような状況であったかを聴取したものです。一者応札に至った原因は様々であり、電気やガスなどそのようにならざるを得ないものもありますが、他に、公告の方法ですとか、公告の期間などを工夫できないのかということ进行调查したものでございます。(2)は、広報経費・調査委託費の公表でございます。執行の状況について、ホームページに公表するというので、広報経費、調査委託費につきましてホームページで公表しております。これは、本省、地方合わせてのものでございます。(3)は、レクリエーション経費の関係です。この予算は廃止されておりますので、執行されていないかどうかを確認したものです。(4)は、予算執行状況の把握・精査でございます。法務本省等、法務局、検察庁等、矯正官署の4つの契約監視会議を実施いたしまして、その精査の内容を取りまとめて公表しております。別添1のとおり、監視会議の実施状況、どのような質疑があったかということ整理しております。ちなみに、前田委員にも、法務本省等契約監視会議の委員をお願いしております。このような取りまとめをいたしましたので、各地方官署においてもこれらの注意点に留意するように指導しているところです。2ページの(5)の各種取組による削減効果です。いくら削減できたかということですが、表に書いてありますとおり、公益法人への支出の見直しによりまして約1億2千万円、タクシー代につきましては約1千6百万円、財務省による予算執行調査の結果を反映させて約5千2百万円、法務省会計課による予算執行調査の実施によりまして約5千2百万円、合計いたしますと約2億3千万円ということでございます。法務省が行いました予算執行調査につきましては、別添2のとおりでございます。6項目の事項について、予算の削減を図ったということでございます。

法務省支出総点検については、このような実施結果になっております。政務官あるいは秘書課長の話にもありましたが、来年度以降は、予算監視・効率化チームというのが各府省に設けられます。副大臣をリーダーとし、省内の職員のほか、外部の有識者をアドバイザーとしてお願いし、予算の監視にあたっていくという態勢をとることになっております。これは、全府省で統一で行うことになっておりますので、この法務省支出総点検PTは、今回で終了いたしまして、来年度以降、予算監視・効率化チームということで取り組んでまいりたいと考えております。

○立石座長：何か、御質問はありますか。

裁判員制度をどう定着させるか、あるいは、法テラスも活発にやられていると思いますが、総点検で、このような注目されている政策課題について点検をしているのでしょうか。

○後藤会計課長：広報啓発経費の在り方については、今回の総点検の中で精査しております。来年度以降につきましては、事業仕分けによって、裁判員制度啓発促進経費は、かなり削られており、9百万円程度になっております。この在り方については、今後どうしていくかを検討することとなります。事業仕分けにおいては、「広報が不要とは言わないが、在り方をよく考えるように」とのことでした。法テラスにつきましては、今般の総点検の中では、直接には取り上げておりません。ただ、新しくできます予算監視・効率化チームにつきましては、おそらく独立行政法人に準じて取り扱うことになると思いますので、その面では、チームの監視を受けることとなります。

○立石座長：よろしいでしょうか。

では、そろそろ時間になりました。事務局の方からお願いします。

○岩田補佐官：本日は貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。本日の御意見を参考にあつたしまして、実施計画を見直したいと考えております。また、本日の議事録につきまして、後日確認をお願いいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日はありがとうございました。

○立石座長：どうもありがとうございました。では、これをもちまして閉会といたします。